



障がい者雇用の一層の推進に関する要請書

日頃から、障がい者雇用の促進につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり障害者の雇用の促進等に関する法律により、全ての事業主は、社会連帯の理念に基づき、雇用を通じた障がい者の自立について共同の責務を有し、障がい者の法定雇用率を達成、維持するよう法律上の義務が課せられており、本年4月1日からは法定雇用率が引き上げられ、これまで以上に、障がい者の雇用機会を確保していくことが求められております。

一方、道内の民間企業における障がい者の雇用の状況を見ますと、平成29年6月1日現在におきまして、実雇用率は2.13%、法定雇用率を達成している企業の割合が54.1%といずれも昨年を上回っておりますが、いまだ半数近くの企業は未達成の状況にあります。

このような状況の中、北海道と厚生労働省北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、「北海道労働政策協定」に基づき三者が一体となって、多様な働き手の就業支援や就業環境の整備を図り、産業人材の育成・確保に連携・協力して取り組んでいるところであり、障がい者の雇用促進につきましても、北海道、北海道教育委員会、厚生労働省北海道労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が相互の緊密な連携のもと、就業支援の取り組みを進めているところであります。

貴団体におかれましても、在職中の障がい者の雇用の維持、障がい者雇用率の速やかな達成はもとより、障がい者雇用の一層の推進、特別支援学校新規学卒予定者の受け入れ、さらには障がい者を多数雇用している事業所や福祉施設等における仕事の確保、企業に対する障がい者特性の理解促進につきまして、深いご理解を賜りますとともに、会員企業等における積極的な取り組みを促していただきますよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

平成30年2月

各団体代表者 様

北 海 道 知 事 高橋はるみ

北海道教育委員会教育長 柴田 達夫

厚生労働省北海道労働局長 引地 睦夫